

青森県報

第四千四十八号

平成二十七年
九月十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年・男女共同・参画課) …… 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) …… 一
- 右 同……………(同) …… 二
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) …… 二
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) …… 二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) …… 四
- 空港用化学消防車の交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域(三民局)) …… 六
- 右 同……………(西北地域(県民局)) …… 六
- 収用委員会
- 収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) …… 七
- 右 同……………(同) …… 七

告 示

示

青森県告示第六百六十二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
一三〇一	書籍	BOY'S SLAS	サン・メディアアレック出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇二		COUNG LOVE	宙出版	同
一三〇三		黄金のGT	マックス	同
一三〇四		実話ブラックザ・タブー	ミリオン出版	同
一三〇五		封印映像 禁断の激裏ファイル	コスミック出版	同
一三〇六		大人の恋愛LOVE&SEX 一五の愛情物語九月号増刊	メディアアック	同

青森県告示第六百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び北上地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

本町二丁目急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	市町村名
"	"	"	"	"	"	"	大字名
							字名
六八の一	八五の一	八三の三	八六の三	七八の二一	七八の五	六八の一	地番

青森県告示第六百六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

幸神急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は町道幸神上豊川線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

九	八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	市町村名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	大字名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	字名
二八の六	二七の一	一二五の一	二〇の三	一九の三五	二八の五	一九の三七	四二の一		地番

青森県告示第六百六十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十七年八月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
青森市花園二丁目一五の二
有限会社齊藤酒たばこ店

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マエダ三沢モール

三沢市大字三沢字南山七二の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

2 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

3 前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田知世

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年四月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、〇三〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二一七台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

八〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

三二九・五平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九〇・三立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社マエダ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

(二) 株式会社菅文

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

(三) 前田商事株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から翌午前零時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

午前六時から午後八時

(二) 荷さばき施設

午前六時から午後九時

(三) 荷さばき施設

午前六時から午後八時

八 届出年月日

平成二十七年八月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年九月十六日から平成二十八年一月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の一 代表取締役 伊藤 眞	変 更 後	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の一 代表取締役 小泉雅敬	変 更 年月日	平成 二七・八・七
-------	--	-------	--	------------	--------------

三 届出年月日

平成二十七年八月二十六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十七年九月十六日から平成二十八年一月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

空港用化学消防車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

空港用化学消防車 一台

二 納入期限

平成二十九年三月二十七日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年十月九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

ないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十七年十月二十七日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
One (1) Chemical pumper for use at the airport
- 2 Time limit for tender:
27 October, 2015 (Please refer to a bid manual in time.)
- 3 Contact Point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 南山建築工業
- 二 氏名 南山 利雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字水溜三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇七八四号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年八月二十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 笠井建設
- 二 氏名 笠井 喜一
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市松島町七の三六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第七七三三号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称 青森県

二 事業の種類

一般国道279号改築工事（むつ南バイパス・青森県むつ市大字田名部字土手内
地内から同市大字田名部字内田地内まで及び同市大字田名部字赤川ノ内並木地内か
ら同市大字奥内字大室平地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び農業用道路付替
工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年八月三十一日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	実測	収用しようとする土地の面積 (㎡)
		地目	現況			
		公簿	現況	公簿	実測	収用しようとする土地の面積 (㎡)

青森県むつ市大字田名部字三本松	41番	畑	山林	1,095	1,103.64	80.17
-----------------	-----	---	----	-------	----------	-------

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、赤川清太郎又はその相続人	不明

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称 青森県

二 事業の種類

一般国道279号改築工事（むつ南バイパス・青森県むつ市大字田名部字土手内
地内から同市大字田名部字内田地内まで及び同市大字田名部字赤川ノ内並木地内か
ら同市大字奥内字大室平地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び農業用道路付替
工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年八月三十一日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市大字田名部字上道	87番44	山林	山林	3,738	3,738.37	902.14

氏名	住所
(亡)成田 寅吉 法定相続人の全員又は一部の者	
菊池 キヨエ	青森県むつ市横迎町一丁目7番42号
成田 丑松	青森県むつ市海老川町4番21号
大溝 喜榮子	東京都板橋区舟渡三丁目10番2号
宮出 絹子	北海道札幌市東区北42条東15丁目2番15号
成田 米二	青森県むつ市横迎町一丁目19番16号
成田 ヨシエ	青森県むつ市横迎町二丁目4番5号
成田 英一	埼玉県桶川市大字下日出谷957番地の15
豊巻 いみ子	青森県むつ市大字田名部字上道87番地260
成田 功	青森県むつ市金曲一丁目19番7号
成田 一哉	青森県むつ市横迎町二丁目18番38号
成田 とみ	青森県下北郡東通村大字田屋字上田屋1番地2
佐藤 美知子	青森県むつ市新町14番16号
成田 孝志	青森県下北郡東通村大字田屋字上田屋1番地2
成田 かせ	青森県むつ市横迎町二丁目18番39号
成田 秀樹	神奈川県大和市下鶴間2355番地3 ツツルハラスつきみ野205号
鶴ヶ崎 とく子	青森県むつ市大字田名部字赤川14番地1
成田 俊樹	青森県むつ市南町10番27号

長谷川 道弥	東京都千代田区外神田五丁目4番2号 三好ビル5F
長谷川 康弘	東京都千代田区外神田五丁目4番2号 三好ビル

(発行所・発行人) 青森市長倉二丁目1番1号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭